

「Sagakeiba Supporters Club (SSC)」協賛競走実施要領

(目的)

佐賀競馬場の更なる発展に寄与するため、Sagakeiba Supporters Club 会員（以下「SSC会員」という。）による協賛競走を実施することを目的とする。

(協賛の実施)

協賛競走は、別に定める「Sagakeiba Supporters Club 規約」により、会員が申込みをし、協賛することができる。

(協賛競走の指定)

協賛は、佐賀県競馬組合が指定した競走（特別競走及び特選・騎手限定競走）を対象に実施する。

(協賛の申込方法)

協賛を実施したいSSC会員は、佐賀県競馬組合（管理課企画係）に対し、別紙申込書（様式第1号）をその協賛競走の実施日に係る開催の初日から起算して6日前までに提出しなければならない。

(協賛決定)

提出された申込書の内容を検討した結果、適正であると認めた場合は、申し出のあった者に対し、別紙決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、協賛の申し出を認めない。

- 1 公の秩序、又は善良な風俗に反する場合。
- 2 競馬ファンに不快の念を与える場合。
- 3 政治活動を目的とする場合。
- 4 佐賀県競馬組合のイメージを損なう場合。
- 5 前各号に掲げるもののほか、佐賀県競馬組合が不適当と認める場合。

(協賛競走の名称)

協賛競走の名称については、「Sagakeiba Supporters Club 協賛 ○○○○競走」とする。（○○○○競走とは、佐賀県競馬組合が定める競走名とする。）

(協賛競走の副賞)

協賛競走の副賞（賞品）は、協賛するSSC会員が副賞を贈る対象者1人あたり1万円以上の物品を自ら用意するものとする。

副賞を贈る対象者は、馬主、調教師、騎手、きゅう務員とする。なお、副賞を贈る対象者については、協賛するSSC会員が決定することができる。

(その他)

その他の詳細については、「Sagakeiba Supporters Club 協賛競走実施細目」によるものとする。

(附則)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

「Sagakeiba Supporters Club (SSC)」協賛競走実施細目

1. 協賛申込み

協賛を希望する Sagakeiba Supporters Club 会員（以下「協賛者」という。）は、協賛しようとする佐賀県競馬組合が指定した競走（特別競走及び特選・騎手限定競走）の実施日に係る開催の初日から起算して 6 日前までに申込み手続きを行う。

2. 実施日

実施日については、協賛者と佐賀県競馬組合が協議のうえ決定する。

3. 競走名

競走名については、佐賀県競馬組合が指定した競走（特別競走及び特選・騎手限定競走）名の前に、「Sagakeiba Supporters Club 協賛」を付ける。また、出走表の副賞の欄には「Sagakeiba Supporters Club 賞」を表示する。

4. 副賞（賞品）

副賞（賞品）（1人あたり 1 万円以上の物品）を協賛者が自ら用意し、競走当日の 12 時までに競馬場に持参する。

副賞（賞品）を贈る対象者は、馬主、調教師、騎手、きゅう務員とする。なお、副賞を贈る対象者については、協賛する S S C 会員が自ら決定する。

5. 表彰式

スタンド中央表彰式場において、表彰式を行う。

表彰式の際には、協賛者の氏名を読み上げたうえで、副賞を贈る対象者に手渡して贈呈する。
(表彰状はなし。)

6. 受付け及び打合せ

協賛者に対し、有料指定席又は観覧室に席を用意し、来場された際には入場門等にて受付し、席まで案内を行う。入場門係員により協賛者が来場された旨の連絡を総務委員が受けた場合は、速やかに協賛者に対し、表彰式等の打合せを実施する。

7. その他

協賛者からの申し出等この要領及び細目に定めのないことについては、そのつど佐賀県競馬組合が検討のうえ決定する。